

さぬき市建設残土処分場使用の手引

令和元年10月

さぬき市建設経済部都市整備課

目 次

1	名称	1
2	趣旨	1
3	場所	1
4	受入可能量	1
5	使用時間及び休場日	1
6	利用できる者	1
7	処分できる建設残土	1
8	使用許可申請手続	1
9	使用料	2
10	搬入券の取扱い	2
11	運搬及び搬入時の注意事項	3
12	残土受入済証の取扱い	3
13	損害賠償等	3
14	使用許可の取消し等	4
15	その他の留意事項	4
	位置図	5
別紙1	さぬき市建設残土処分場使用許可申請書	6
別紙2	さぬき市建設残土処分場使用許可変更申請書	7
別紙3	さぬき市建設残土処分場使用許可取消申請書	8
別紙4	「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券申込書	9
別紙5	さぬき市建設残土処分場使用料還付請求書	10
別紙6	「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券交換申込書	11

1 名称

さぬき市建設残土処分場

2 趣旨

公共事業の施行に伴って発生する建設残土を適正に処理し、公共事業の円滑な推進及び生活環境の保全に資するものです。

3 場所

さぬき市前山732番地（別添位置図参照）

4 受入可能量

約55万立方メートル（全体）

5 使用時間及び休場日

（1）使用時間

- 午前9時から午後5時まで

（2）休場日

- 日曜日
- 祝日
- 12月29日から翌年の1月3日まで

（注）これ以外の場合でも、雨天の場合や災害が発生するおそれがある場合は、受入れを休止することがあります。

6 利用できる者

国、県又は公共団体が発注する工事の請負業者又はその下請業者であらかじめ市長の許可を受けたものとします。

7 処分できる建設残土

有害物及び産業廃棄物を含まない建設残土であって、次に掲げる内容及び処分基準を満たすものとします。

内 容	処 分 基 準
土砂 れき類	(1) 木くず及び木の株が混じっていないこと。 (2) 土砂の混在する岩石類は、最大径がおおむね1 m以下であること。 (3) シルト分、粘土分、水分を多分に含まないものであること。

8 使用許可申請手続

（1）手続場所

さぬき市役所 建設経済部 都市整備課
TEL 087-894-1117

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 手続の方法

① 使用許可申請

使用を開始しようとする日の3日前までに、さぬき市建設残土処分場使用許可申請書（別紙1）を提出し許可を受けてください。

ア 添付する書類

- ・公共工事の契約書の写し
- ・残土数量を確認することができる設計書の抜粋等
- ・下請業者の場合は、下請負契約書等の写し

イ 許可後において、次に掲げる変更が生じた場合は、速やかにさぬき市建設残土処分場使用許可変更申請書（別紙2）を提出し、変更の許可を受けてください。

- ・所在地（住所）、名称又は代表者名の変更
- ・使用期間又は工事の期間の変更
- ・残土の搬入量の変更

ウ 許可後において、許可の取消しを受けようとする場合は、取消しを受けようとする日の前日までにさぬき市建設残土処分場使用許可取消申請書（別紙3）を提出してください。

② 建設残土搬入券の申込み

許可を受けて建設残土処分場を使用しようとする者は、あらかじめ「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券申込書（別紙4）に使用料を添えて提出し、建設残土搬入券（以下「搬入券」という。）を受領してください。

③ 建設残土処分場使用料の還付

残土の搬入量の変更の許可又は許可の取消しを受けた後、既に支払った使用料の還付を受けようとする場合は、さぬき市建設残土処分場使用料還付請求書（別紙5）に不要となった搬入券を添えて申し出てください。

9 使用料

車種別	計算単位	計算単位当たりの使用料	備考
2トン車	1台につき	1,350円	参考 1,210円/m ³
4トン車	1台につき	2,710円	
10トン車	1台につき	6,700円	

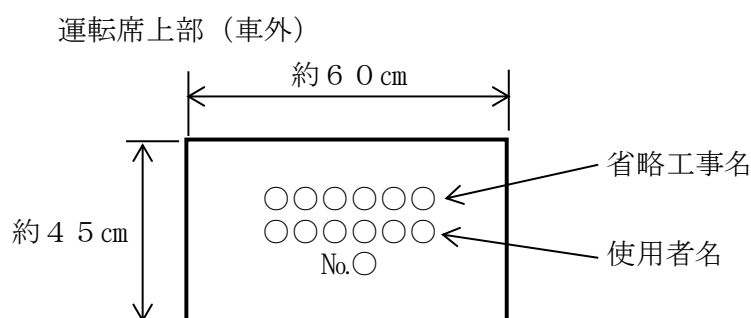
3

10 搬入券の取扱い

- (1) 搬入券は、建設残土を搬入する都度、許可番号、使用者名、運搬する車輛所有者名、車輛番号及び運転者氏名を正しく記入した上で使用してください。
- (2) 搬入券は、第三者に譲渡できません。
- (3) 搬入券の有効期限は、許可期間の最後の日までとします。
- (4) 搬入券の汚損又はき損により残土搬入券の交換を希望するときは、「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券交換申込書（別紙6）に交換しようとする搬入券を添えて申し出てください。

11 運搬及び搬入時の注意事項

- (1) 運搬路は、あらかじめ指定した道路（別添位置図参照）を利用してください。
- (2) 運搬に当たっては、道路交通法等の法規を遵守してください。
- (3) 運搬に当たっては、車輛の運転には十分注意し、一般車輛を優先するなどして周辺住民に迷惑の掛からないようにしてください。
- (4) 運搬に当たっては、その途上において積載物が飛散し、流失し又は落下しないように十分な措置を講じてください。
- (5) 建設残土の積載に当たっては、できるだけ混載を避けてください。
- (6) 搬入車輛の車外上部には、車輛ナンバー入りネームプレートを表示してください。
なお、車外上部に掲示できない場合は、車内フロントの見やすい位置にA3クリアファイルに入れて掲示してください。



- (7) 場内の投棄場所は、管理員の指示に従ってください。
- (8) 投棄場所に到着したときは、荷台シート等を自ら取り除き、管理員の検収を受けてください。なお、管理員から搬入不相当のため持ち帰りを指示された場合は、直ちに退出してください。この場合は、管理員に申し出て、先に提出した搬入券と残土受入済証の受入済印の抹消手続をしてください。
- (9) 投棄後、建設残土以外のものが混入されていた場合は、使用者の責任で撤去してください。
- (10) 搬入時に処分場の施設等を破損した場合は、直ちに管理人に報告し、その指示に従って復旧してください。

12 残土受入済証の取扱い

使用者は、残土受入済証によって建設残土の搬入状況を常時把握しておいてください。

13 損害賠償等

- (1) 運搬の途中で生じた紛争等は、使用者の責任において解決してください。
- (2) 搬入の際に生じた事故等による一般的損害については、すべて使用者の負担とします。ただし、その損害のうち、市の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではありません。
- (3) 搬入の際に第三者に損害を及ぼしたときは、使用者の負担において、その損害を賠償してください。ただし、その損害のうち、市の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではありません。

14 使用許可の取消し等

(1) 使用者が次の①から④までのいずれかに該当するときは、使用の許可を停止し、又は取り消すことがあります。

① 建設残土処分場の設置等に関する条例及び施行規則に違反したとき。

② 使用許可の条件に違反したとき。

③ 正当な理由がなく市の指示に従わないとき。

④ 建設残土の適正な搬入に関し、不誠実と認めるとき。

(2) 上記(1)の許可の停止又は取消しによって生じた使用者の損害に対し、市は、その賠償の責を負いません。

15 その他の留意事項

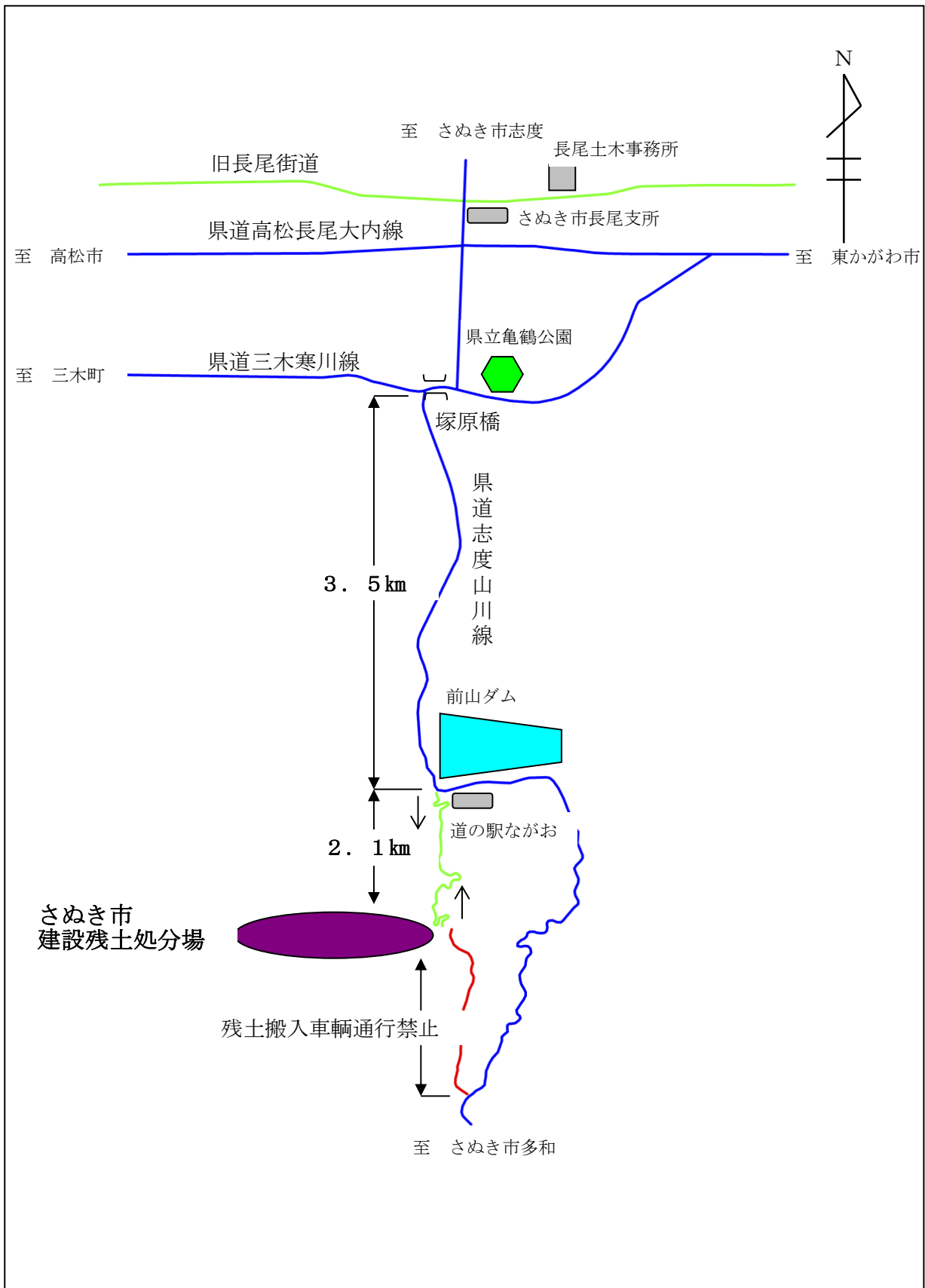
(1) 搬入券に虚偽又は不正があった場合は、それ以後の使用を停止します。

(2) 受入済残土であっても、後日、当該建設残土について処分基準に適合しないと認められる場合又は当該建設残土に起因する事故若しくは弊害が生じた場合は、当該建設残土の使用者に対して必要な措置を講じることがあります。

(3) 搬入に関し、環境保全上必要があるときは、所要の報告を求めることがあります。

(4) 搬入に際し、管理員の指示には誠意をもってこれに従ってください。

さぬき市建設残土処分場位置図



さぬき市建設残土処分場使用許可申請書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例施行規則第5条の規定により、
使用許可の申請をいたします。

使用の目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
残土の搬入量	立方メートル
申請の条件	公共工事の契約その写し及び残土数量の確認できる 設計書の抜粋等を添付すること。
備考	建設残土搬入券希望数（全数） 2トン車 枚 4トン車 枚 10トン車 枚

- ※ 使用の目的には、工事名等を記載してください。
- ※ 残土の搬入量は、その工事の全量を記載してください。
- ※ 下請業者の場合は、下請負契約等の写しを添付してください。

さぬき市建設残土処分場使用許可変更申請書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、使用許可の変更申請をいたします。

許可年月日・許可番号		年 月 日	さ都整残第	号
変更後の内容	使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	残土の搬入量	立方メートル		
	使用料			
変更の理由				
備考	建設残土搬入券希望数（変更後の全数） 2トン車 枚 4トン車 枚 10トン車 枚			

※ 残土の搬入量は、その工事の全量（変更後）を記載してください。

さぬき市建設残土処分場使用許可取消申請書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、使用許可の取消申請をいたします。

許可年月日・許可番号		年 月 日	さ都整残第	号
変更後の内容	使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
	残土の搬入量	立方メートル		
	使用料			
変更の理由 (取消し)				

「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券申込書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

建設残土搬入券を下記のとおり申し込みます。

許 可 番 号	さ 都 整 残 第	号
---------	-----------	---

建設残土搬入券	券 種	単価(円)	枚 数	金 額	※券 番 号
	2 トン車券	1,350			～
	4 トン車券	2,710			～
	10 トン車券	6,700			～
	計				

(消費税等を含む)

記載上の注意

- 1 残土搬入券の申込は、券種ごとに必要枚数と金額を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※ 受 付 者 印

さぬき市建設残土処分場使用料還付請求書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

1

納入済額			円
(内訳)			
2ト車券1,350×	枚=		円
4ト車券2,710×	枚=		円
10ト車券6,700×	枚=		円

調定額			円
(内訳)			
2ト車券1,350×	枚=		円
4ト車券2,710×	枚=		円
10ト車券6,700×	枚=		円

還付額 _____ 円

2 還付理由

3 口座名義

金融機関	銀行 (支) 店							
預金種目	当座・普通	口座番号						
ふりがな 口座名義								

「さぬき市建設残土処分場」建設残土搬入券交換申込書

さぬき市長

殿

所在地（住所）

名称

代表者名

印

電話

建設残土搬入券を下記のとおり交換したいので申し込みます。

許可番号	さ都整残第		号
------	-------	--	---

【交換前】

建 搬 設 入 残 入 土 券	券 種	枚 数	※券 番 号
	2トン車券		
	4トン車券		
	10トン車券		

【交換後】

建 搬 設 入 残 入 土 券	券 種	枚 数	※券 番 号
	2トン車券		
	4トン車券		
	10トン車券		

記載上の注意

※印欄は、記入しないでください。

※ 受 付 者 印